

## 協議会設置の端緒

### 消費者庁の強化交付金

自動通話録音装置(消費者安全確保地域協議会の構築・運営)の予算を安定的に確保するため

## 母体となった会議体

### 包括・消セン・高齢者福祉課の情報交換会

日野市にはもともと、地域包括支援センターと消費生活センター、包括を所管する高齢者福祉課との間の「情報交換会」が存在  
※ これに上乗せする形で、新たに防災安全課を加えて協議会を設置

## 協議会設置までに要した時間

### 約6か月

- 令和6年7月 ヒアリングのため、東京都消費生活センターの担当者が来訪。大きな会議体でなくともよいと助言を受け、協議会設置の検討を開始  
令和7年2月 年12回ある地域包括支援センターの連絡会で地域協議会発足を宣言

## 関係者説明用に作成した資料等

- 「日野市消費者安全確保地域協議会設置要領」



## 独自に工夫した点

- ・東京都の担当者から、大きな会議体でなくてもよいと助言を受けた。消費者庁の事例に紹介されているような**大きな会議体ではなく、まずは小さな会議体で立ち上げを目指した。**
- ・東京都から「要綱のひな型」を共有してもらい、要綱案の作成にはAIも活用した。
- ・通話録音装置の取付けは防災安全課の所管だったため、防災安全課が要綱案の作成を担うなど、**消費生活センターを所管する地域協働課と防災安全課が役割を分担する協力体制をとった。**

## 地域協議会発足後の事務量

設置するまでは要綱案の作成や関係課との調整に労力は要したもの、従前から開催されていた会議が母体であり、設置後の事務量の増加はほとんどない。

## 実務的な府内調整の方法

一地域協議会の負担は重くないと強調一  
地域協議会を設置しても、内容的に決して負担にならないこと、具体的には、地域協議会として年1回開催する全体会は、6回ある地域包括の全体会のうちの1回、しかも、その中の議題の一つにすぎないことを丁寧に説明した。

## 地域協議会設置のメリット

地域協議会を設置することで、これまで直接には関係のなかった防災安全課と地域包括支援センターに**顔の見える関係性**ができ、「通話録音装置の設置に関する情報」など、高齢者にとって有用な情報の共有が、よりスムーズに行えるようになった。

## 今後の展望

小さな会議体=コンパクトな組織で、「**まずは協議会を設置すること**」を目指したが、今後は、高齢者の消費者被害にとって「最後の砦」ともいえる金融機関や警察などを構成員に加えることを検討していきたい。